

米軍構成員等の免税品の日本における処分（昭和27年12月）

米軍構成員等の免税品の日本における処分

米軍構成員等の所有する免税品の日本国内における処分について、昭和27年12月日米合同委員会において、次のように合意されている。

- 1 行政協定第11条第6項、第12条第8項及び第15条第3項は、関税または内国税を支払わないで日本国に輸入され、又は日本国内で購入された合衆国軍要員（米軍構成員、軍属、家族及び第14条契約者をいう。以下同じ。）の所有財産は、相互に合意された条件に従ってのみ日本国内で処分できる旨を規定している。
- 2 右にかんがみ、前記合衆国軍要員所有の財産は、次の条件に従って日本国の居住者に譲渡することができる旨が合意された。
 - a 譲渡取引（買却、交換、贈与、寄附等）が、50ドル未満の財産（一品目又は一組で）に係るものである場合には、税関又は税務署に通知することなく譲渡できる。
 - b 譲渡取引が50ドル以上の財産に係るものである場合には最寄の税関に譲渡通知書（申告書）を送付（提出）するものとする。税関は財産の受領者に所有の関税及び内国税を課する。
- 3 上記2bに定める通知書（申告書）の提出については、処分財産の売手（合衆国軍要員）の評価と税関の評価との間に差異が生ずるかも知れないことを考慮し、合衆国軍要員は、行政協定で認められたその特権に関する誤解又は濫用を最小限にするため、価格25ドル以上のすべての物品について通知書（申告書）の提出を必要とするということに合意した。

なお右実施のための手続は概要次のとおりである。

- (1) a 行政協定第14条に規定されている契約者及びその被用者を除く合衆国軍要員及び合衆国軍隊機関（合衆国軍隊の部隊及び諸機関、歳出外資金による諸機関並びにその他の在日合衆国軍隊の構成機関で米軍司令官が日本国政府の合意を得て爾後指定できるものをいう。以下同じ。）は、他の合衆国軍要員（前記契約者及びその被用者を含む。）及び合衆国軍隊機関に対し、自己の財産でその日本国における所在が当該所有者が日本国に在住することのみに基づくものを、軍票又は円による販売、贈与、交換又はその他の処分方法によって、日本国において内国税の免除をうけて譲渡することができる。（ただし、合衆国軍日用品販売所又は衣類販売所から購入した物品の譲渡その他の方法による処分は米軍規則によって禁止されている。）

前記の内国税免除は、日本国における投資又は営業行為のため日本国において保有される財産又は日本国において日本国政府当局に登録した財産（自動車を除く。）に対しては適用されない。

- b 右a項の規定は、前記合衆国契約者及びその被用者に対しても、当該契約を管理する士官（officer）によって次のいずれかの証明がされた場合には、適用される。

- (1) 住宅を除く減価償却可能な資産が当該契約履行の目的のみのためにかかる者によって譲渡されるものであること。

又は

- (2) かかる者によって譲渡された動産（有形と無形とを問わず）がかかる者の日本国における一時居住のみに基づいて日本国に所在したものであること。

- c 合衆国軍隊又はその公認調達機関が日本国の内国税の免除を受けて日本国内で調達した有税日本商品は、合衆国軍要員に対しては、かかる合衆国軍要員による当該内国税の納付のない限り、これを譲渡しないものとする。

- (2) 合衆国軍要員によって6ヵ月以上日本国において所持された財産（たばこ製品、自動車及びビーエックス等の歳出外資金諸機関から購入された物品を除く。）は日本国居住者に対

し、当該販売者が日本国の法律及び規則に基づいて外国為替を取得している場合には外国為替による販売により、それ以外の場合においては、円販売により、又は贈与、寄附その他の処分方法により、以下の規定に基づいてこれを譲渡することができる。

- (1) 価額25ドル以上の財産（一取引に含まれる単一の物品又は数コの物品）は、税関様式第8060号による「譲渡申告書」が所有者によって最寄の税関管理に提出された後に限り、これを譲渡するものとする。
税関様式第8060号のほか、合衆国契約者及びその被用者は、契約士官の証明書を入手して、これを最寄の税務署に提出しなければならない。
- (2) 25ドル未満の単一の物品又は数コの物品は、日本国の税関及び税務署の手續なしで、これを譲渡することができる。
- (3) 現行の規則により、日本円と合衆国ドル、又はドル証券との交換は、日本国政府の外国為替割当による以外は、禁止されている。

米軍構成員等の私有自動車の処分（昭和30年3月）

米軍構成員等の私有自動車の処分

米軍構成員等（構成員、軍属、家族および第14条契約者）は次の条件に従った場合に限り、日本国の居住者に対し、自動車を処分することができる旨が昭和30年3月日米合同委員会において合意されている。

1. 自動車は、譲渡の時までに日本国において12ヶ月間構成員等により所有されていたものであること。
2. 自動車は、譲渡時において2年古い形式であること。
3. 構成員等が、その処分行為の前3年以内に日本国の居住者に対し自動車を処分したことがないこと。
4. 右には例外は認められない。

米軍構成員等の私有自動車の処分（昭和42年5月（改正））

米軍構成員等の私有自動車の処分（改正）

米軍構成員等の私有自動車の処分に関する従前の合意（昭30）による規制の一部を緩和するよう改正した合意（「過去において処分したことの無い期間」を3年から2年に短縮）。（合同委承認日付'67年5月11日）

米軍機関の日本における物資の処分（昭和29年10月）

米軍機関の日本における物資処分

行政協定第11条6項、第12条8項および第15条3項に基づき、合衆国軍機関（合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関および行政協定第15条に規定する機関をいう。以下同じ。）が関税の免除

を受けて日本国に輸入しまたは租税の免除を受けて日本国で購入した物資（以下合衆国財産という。）を日本国内において処分するに際しての条件及び手続が昭和29年10月の日米合同委員会において概要次のとおり合意されている。

1. 処分には売却、贈与等があるが、売却のときは次の場合に限られる。
 - (1) 外貨を対価とするときは
 - (イ) 購入者が為替管理上の居住者であるときは、日本の法令に基づき外貨による支払の許可を受けた場合。
 - (ロ) 非居住者であるときは日本国外の源泉から取得した外貨により支払う場合。
 - (2) 円貨を対価とするときは購入者が為替管理上の居住者である場合。
2. 関税の免除を受けて日本に輸入された合衆国財産の処分
 - (1) 合衆国軍機関は合衆国財産を処分しようとするときは、品目、数量、所在地、処分予定日を記載した書類を一般に公告すると同時に通商産業省に送付しなければならない。ただし、処分しようとする財産が50弗以下の場合および為替管理上の非居住者に引渡されることが当初より明確な場合は通商産業省への通知を必要とせず、財産の所有地を管轄する税関（以下税関という。）に通知するだけで足りる。
 - (2) 通商産業省は（必要ある場合は他の日本政府機関と合議して）その処分が日本経済に好ましくない結果を与えるか否かを考慮の上、処分に合意（条件付同意を含む。以下同じ。）または不同意を米側に回答する。一方税関にも米側への回答の内容を通知する。
 - (3) 合衆国軍機関は通商産業省から処分に同意する旨の回答を受けた場合は、処分を行った後、税関に品目、数量、所在地、処分年月日、処分価格、譲受者名を記載した書類を提出する。税関は譲受者からの申告を受理して検査、通関を完了するものとする。
 - (4) 合衆国軍機関は通商産業省から処分に不同意である旨の回答を受けた場合は、当該財産を日本国外に撤去するものに対してのみ処分を行うものとする。
 - (5) なお、当該財産の譲受者が非居住者である場合は、当該財産は譲受者により日本国外に撤去されねばならない。
3. 租税の免除を受けて日本で購入せられた合衆国財産の処分
租税の免除を受けて日本で購入せられた合衆国財産の処分については、当該財産の譲受人は財産の所在地を管轄する税務署長に品目、数量、所在地、譲受年月日を記載した申請書を提出し、租税を納付しなければならない。
4. 合衆国軍隊および合衆国軍隊の公認調達機関および行政協定第15条に規定する機関が処分によって取得した円貨は米弗に交換せられてはならず、かつ米側が米貨の売却によって取得した円貨と区分して経理されねばならない。またその円貨は合衆国軍隊および公認調達機関の場合、合衆国政府目的に使用されるが、行政協定第15条に規定する機関の場合の使用は経常の人件費に限定される。

米軍機関の日本における物資の処分（昭和38年5月（改正））

米軍機関の日本における物資の処分（改正）

本件大蔵省の主管事項であるが、物資の処分通報は、まず通産省に対しなされることとなっているところ同省内部の機構改革に伴ない、米軍機関の日本における物資の処分の際の日本側への通報の経路を変更（米軍からの受領者が輸出振興課から輸出業務課となった）する旨の合意（合同承認日付'63年5月23日）

税関検査（昭和36年3月）

税関検査

税関検査については、つぎの手續を適用することが昭和36年3月の日米合同委員会において合意された。

1. 携帯品の税関検査

- (1) 軍当局が管理する施設又は区域以外の場所からの合衆国要員の入国については一般人の場合に準じて検査する。
- (2) 軍当局の管理する施設又は区域から入国する場合には税関職員はその入国場所までの検査権を有する。
その際必要があれば軍当局は税関検査を要するものを確実に検査場所まで送りどけるものとする。
- (3) 阿片、貨幣、紙幣等の禁制品又は不当な数量の物品を発見した時は徴税等適当な処理を行なう。

2. 郵便物の税関検査

- (1) 公用以外の小包には内容物及び価格の表示をすることとする。
- (2) 開包する必要があると思われる公用以外の小包は開包して内容物の検査を行なう。
- (3) 禁制品又は不当な数量の物品を発見した時は徴税等適当な処理を行なう。